

公 募 実 施 要 領

(検満水道メーター取替業務)

1 趣旨

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が検定満了した水道メーター等を取り換えることを目的として、検満水道メーター取替業務（以下「委託業務」という。）を委託することについて、必要な事項を定めるものです。

2 業務委託の内容

- (1) 委託業務名 検満水道メーター取替業務（その5）
- (2) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 取替予定件数

年度別内訳

口径	件数
φ 13 mm	約 5 9 5 件
φ 20 mm	約 2 件
φ 25 mm	約 8 件
φ 30 mm	約 0 件
φ 40 mm	約 3 件
φ 50 mm	約 1 件
φ 50 mm (遠隔)	約 1 件
φ 75 mm (遠隔)	約 1 件

※ 取替予定件数は収納件数を保証するものではなく、予定件数が増減しても、異議を申し立てないものとする。

- (4) 委託業務の内容 別添 仕様書のとおり
- (5) 履行場所 香川県さぬき市旧長尾町地区及び三木町の一部

3 応募資格

要求仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有するほか、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

- ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (4) 国税及び県税の滞納がない者
- (5) 下記の要件をすべて満たすもの
 - ① 応募者（または応募者の会員）が、香川県広域水道企業団が発注した検満水道メーター取替業務の実績を有する者。
 - ② 企業においてはさぬき市内に本社又は営業所があること。「組合等においてはさぬき市で活動できること。」なお、法人格のない組合等については、定款又はこれに代わるもの、事業報告書及び決算書又はこれにかわるものによって、事業内容及び営業範囲が確認できる団体であること。
 - ③ 参加する組合、単体企業、代表者及び構成員が、本業務に参加する他の組合、共同企業体の代表者及び構成員でないこと。

4 応募方法

(1) 提出書類

- ① 応募意思表明書（様式1）
- ② 検満水道メーター取替業務の実績調書（契約書の写し）
- ③ 会社においては登記簿及び定款又は規約若しくはそれに代わるもの（企業団の入札参加資格名簿に掲載されている場合は不要）
- ④ 法人格のない組合等については、定款又はこれに代わるもの、事業報告書及び決算書又はこれに代わるものによって、事業内容及び営業範囲が確認できるもの

(2) 受付期間

令和8年3月2日（月）から3月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出先

〒769-2401 さぬき市津田町津田1 4 6 7 番地5
香川県広域水道企業団東讃ブロック統括センター
電話番号 0879-23-7073 FAX 0879-23-7076
E-Mail : tosan_komu@union.suido-kagawa.lg.jp

(4) 提出方法

直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）によるものとし、電話、電報、FAX、電子メール、宅配便等は不可とする。

なお、郵便又は信書便により提出する場合は、令和8年3月9日（月）午後5時までに必着すること。

5 質問の受付、回答

応募意思表明書を提出した者若しくは、提出を予定している者で、参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり行うこと。

(1) 受付場所

4の(3)の場所

(2) 受付期限

令和8年3月9日（月）午後5時

(3) 提出方法

質問書（様式2）を使用して、FAX又は電子メールで提出すること。なお、送信時には、質問書を送信した旨を必ず4の(3)に記載の電話に一報すること。

(4) 回答

回答は、応募者資格要件に適合した者全員に電子メールで送付する。

6 見積依頼

応募資格要件に適合した者に対し、別途、見積徴収を行い、予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出したものを契約予定者とし、企業団が作成する契約書により契約を締結する。

7 スケジュール

令和8年	3月 2日	(月)	公告開始
	3月 9日	(月)	公告終了、質問の受付締切、応募意思表示表明書締切
	3月10日	(火)	見積通知 (予定)
	3月26日	(木)	見積書提出期日 (予定)
	4月 1日	(水)	契約締結 (予定)

8 その他注意事項

- (1) 応募意思表示表明書及び見積書提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された応募意思表示表明書、見積書及び付書類等は、提出者に返却しない。
- (3) 提出された書類の受領後の差替え及び再提出は、認めない。
- (4) 応募資格を満たさない者の提出した書類及び虚偽の記載があった書類は、無効とする。
- (5) 審査の経過等、業者選定に関する問合せには応じない。